

組 織 及 び 運 営 の 合 理 化
に 資 す る た め の 意 見 書

(平成18年度会計定期監査結果報告添付意見)

平成19年11月

島 根 県 監 査 委 員

目 次

監査意見	1
本年度の意見	1
一般会計及び特別会計	
1 医療制度改革に関わる広報について	1
2 歳入の早期確保について	2
3 公共事業の施行に伴う市町村からの受託事業について	2
4 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について	3
5 財団法人島根県建設技術センターへの委託業務の改善について	3
6 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議について	4
7 支出負担行為の出納機関の確認について	4
8 借受財産の賃借料について	5
9 メンタルヘルスへの取組について	6

企業会計

1	病院事業の運営について	7
(1)	中央病院	7
(2)	湖陵病院	8
(3)	病院全事業	9
2	電気事業の運営について	11
3	工業用水道事業の運営について	11
4	水道事業の運営について	12
5	宅地造成事業の運営について	13
6	企業局全事業について	13
	昨年度の意見に対する措置状況の評価	15

監 査 意 見

本県の財政は、依然として硬直化した極めて厳しい状況が続いている。

こうした中で、様々な課題を克服し持続的に発展する島根を築いていくためには、引き続き行財政改革を強力に推進する必要がある。

この意見書は、地方自治法第199条第10項の規定に基づき組織及び運営の合理化に資するための意見として述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意するとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見に対する措置状況について、「評価するもの」、「措置状況を見守るもの」及び「引き続き改善措置を求めるもの」の3分類に整理して、末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

本年度の意見

一般会計及び特別会計

1 医療制度改革に関わる広報について

(健康福祉総務課、医療対策課、健康推進課、高齢者福祉課)

現在進められている「医療制度改革」は、生活習慣病対策や長期入院の是正などによる中長期的な医療費適正化のための平均在院日数短縮などの数値目標を盛り込んだ県計画の策定、国が策定する地域ケア体制の整備等に関する指針を踏まえた療養病床の老人保健施設等への転換、75歳以上の後期高齢者を対象とする市町村広域連合による独立した医療保険制度の創設などを内容とするものであり、平成20年4月からのスタートが予定されている。(については、平成24年3月までに実現)

本県では、この医療制度改革に向け、鋭意取り組まれているところである。

一方、先に県が実施した「島根県政県民満足度等調査」における「安心して暮ら

せるしまね」に関する施策の評価では、県民が求める施策として、医療機能・施設の充実、優れた医療従事者の確保などが高い重要度を占めていた。

また、現在、医療制度改革をめぐり、いわゆる介護難民についての懸念など医療、介護に関する不安が増幅している状況でもある。

については、今回の医療制度改革は、県民に極めて大きな影響を与えるものであるところから、新たな制度がスタートする前においても、あらゆる機会を通じて十分に県民に説明するなど、県民の理解を得ながら医療費適正化計画の策定などを進められたい。

また、新たな制度がスタートした後においても、その内容を県民に対し十分に広報されたい。

2 歳入の早期確保について（各部主管課、出納局）

平成18年度の年間を通じた資金収支については、県税や国庫支出金等の歳入より全体的に県の歳出が先行することから、国から地方交付税が交付される6月、9月、11月の一定期間以外はほとんどの期間が赤字となっており、収支不足については基金の運用により対応されている状況である。

こうした資金収支の状況にありながら、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入の取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延などがあり、歳入の早期確保へ向けた取組みが不十分な状況である。

これは、県が厳しい財政状況にあるにもかかわらず、資金収支に対する職員の認識不足に起因しているものと考えられる。

については、各部主管課においては、職員に対し資金収支の現状について周知するとともに、歳入の早期確保について意識改革を図られたい。

また、出納局においては、資金収支の現状について適宜情報を提供するとともに、歳入の早期確保を促し適切な資金管理に努められたい。

3 公共事業の施行に伴う市町村からの受託事業について（農地整備課、土木総務課）

県が施行する農地整備事業及び道路・河川改良事業等に伴う市町村からの受託事

業については、各県土整備事務所において、受託事業に係る工事請負費や用地補償費等の費用負担等について、市町村と協定書を締結して実施されている。

県が受託事業の実施に当たり、工事請負費の前金払や用地補償費の概算払等を行う場合があるにもかかわらず、協定書では受託事業の完了後に市町村負担金を一括して精算することとされているものがあつた。

また、受託事業費の一部を県が市町村に対して前金払として請求できるとされているにもかかわらず、請求されていないものがあつた。

については、受託事業の完了前に県が当該経費を支出する場合には、原則として市町村に対し適宜適切に応分の負担を求める方法に改められたい。

また、農地整備事業や道路・河川改良事業に伴う受託事業については、ともに各県土整備事務所が市町村と協定書を締結して実施することから、各事業共通の標準的な協定書を作成することを検討されたい。

4 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について（人事課、教育庁総務課）

現在、県から市町村や外郭団体等へ職員が派遣されている。この派遣に係る給与等の費用負担については、派遣先との協定等で定められている。

しかしながら、派遣職員が県に復帰し退職した場合の退職に係る負担については、必ずしも明確に定められておらず、派遣期間を含めすべて県負担になっている。

については、派遣の目的や派遣先との受益の関係等を明らかにし、負担のあり方について検討されたい。

5 財団法人島根県建設技術センターへの委託業務の改善について（土木総務課）

財団法人島根県建設技術センター（以下「財団」という。）は、建設技術者の資質向上と県内の地方公共団体の効率的な建設事業の執行を支援することを目的に、平成8年3月に設立されたものである。

県では、財団設立当時、公共事業費の伸びに伴い、土木部職員の人員配置を越える業務量があつたことから、財団に対し、設計書作成及び工事監理業務等を委託し、現在に至っている。

設立当時の財団職員は、13名のうち7名が県から派遣され、現在は職員8名のうち4名が県から派遣されている。

現在、県の公共事業費は、財団設立当時と比べ著しく減少し、平成18年度は、土木部公共事業予算ピーク時の平成10年度に比べ半減しており、今後も減少傾向が継続するものと考えられる。

なお、平成18年度の土木部の土木業務関係職員数は、平成10年度に比べほぼ同数となっている。

このようなことから、現在財団に対して委託している業務は、各県土整備事務所において執行が可能であると考えられる。

については、経済性、効率性等の観点から、財団への委託業務について見直されたい。

6 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議について

(各部主管課、出納局)

重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議については、会計規則第8条の規定により、「支出負担行為担当者は、重要又は異例な支出の原因となる行為及び出納長が別に定めるものについては、事前に出納機関に協議しなければならない。」とされている。

しかしながら、出納機関への事前協議が必要な支出負担行為であるにもかかわらず、事前協議がされていないものが見受けられた。

出納機関への事前協議制度は、重要な支出案件について適正な会計処理に万全を期すために出納機関が事前に支出事項の内容を了知するため、設けられているものである。

については、各部主管課においては、部内会計担当職員等に対し、出納機関への事前協議手続について指導を徹底されたい。(各部主管課)

また、出納機関においては、事前に支出事項の内容を了知するため、会計担当職員等に対し、事前協議手続について指導を徹底されたい。(出納局)

7 支出負担行為の出納機関の確認について(各部主管課、出納局)

支出負担行為の確認については、会計規則第32条の規定により、「支出負担行為担当

者は、支出負担行為をしたときは、速やかに、支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならない。」とされている。

しかしながら、支出負担行為の日から支出負担行為票による出納機関の確認までの期間が3ヶ月以上にわたるものが、多数見受けられた。

この支出負担行為の確認遅延の原因については、担当者の理解不足や契約手続の遅延などによるものであった。

支出負担行為は、予算執行の第一段階の行為であり、その確認は、当該行為の内容、支払等に係る経理内容などの全般を把握し、支出審査の徹底を図るために行うものである。

については、各部主管課においては、部内会計担当職員等に対し、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について指導を徹底されたい。(各部主管課)

また、出納機関においては、支出の原因となる行為の審査の徹底を図るため、会計担当職員等に対し、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について指導を徹底されたい。(出納局)

8 借受財産の賃借料について(管財課)

県が土地や建物を借り受ける場合の賃借料及び賃借期間については、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の運用通知で、「当該借用物件の必要性、付近一般の評価額、賃借料及び賃借期間を考慮し、取引通念上、合理的と考えられる額及び期間とする。」とされている。

しかしながら、土地を継続して借り受ける賃貸借契約で、契約更新時に賃借料を算定することなく安易に長期間従前と同一金額で契約を締結しているものや、付近の賃借料を調査せず、その算定根拠が不明確なものが見受けられた。

これは、上記の運用通知に基づく具体的な取扱等が示されていないことによるものと考えられる。

については、県が土地や建物を借り受ける場合の賃借料の妥当性を確保することが必要であり、その算定に資する具体的な取扱を定めた指針を作成するなど、各財産部局を適切に指導されたい。

9 メンタルヘルスへの取組について（人事課、教育庁福利課、警察本部）

近年、職員の精神疾患（「心の病」）による休職者数が増加し、長期休職者に占める割合も増加する傾向にある。

現在、県の危機的な財政状況に対応するために職員の定員削減や行政の効率化等の取組が進められているところであるが、こうした中で、多様な行政需要に的確に応える行政運営を行っていくためには、職員の能力が十分に発揮できる体制を築いていくことが求められる。

そのためには、職員一人ひとりが、心身共に健康で生き生きと働ける職場環境づくりが大切である。

県では、職員の精神疾患への対応として、相談体制の充実や研修会の実施、職場復帰支援システムの構築などの取組がなされているところであるが、休暇・休職者の推移をみると、その成果は必ずしも十分とはいえない状況である。

については、管理職に対しては、発症の予防や職場復帰への的確な対応についてのより実践的な研修を実施するとともに、職員に対しては、精神疾患についての正しい知識と理解を深めるための研修を全員に実施するなど、メンタルヘルス対策を一層充実されたい。

企業会計

1 病院事業の運営について（中央病院、湖陵病院）

（1）中央病院

1）「島根県立中央病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画（平成19年度～平成22年度）」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県立中央病院中期計画アクションプラン（平成19年度～平成22年度）」では、良質な医療の安定供給、患者サービスの向上、良質な医療の確立のための経営基盤の確立など54項目にわたって目標が掲げられている。

病院事業管理者を中心として職員は、この目標の達成に向けて努力をされたい。

2）「7対1」看護配置の導入について

看護配置については、急性期病院において入院患者7人に対して1人の看護師を配置するいわゆる「7対1」を、平成21年4月を目途に導入するとの方針が出された。

この「7対1」の導入は、より手厚い看護の提供により患者の早期回復に役立つとともに、診療報酬の看護基準の引き上げによる医業収入の増加につながる等経営基盤の強化にも結びつくものである。

この看護配置の導入に向け、医療の質や安全性の向上を基本において病棟や病床の見直し、必要とする看護師の確保等について検討が行われている。

については、これらが他の病院や診療所へ及ぼす影響、今後における診療報酬改定の動向、看護師の増員による経費の増嵩が経営に与える影響等を勘案しながら、「7対1」看護配置の導入について十分な検討を行われたい。

(2) 湖陵病院

1) 「島根県立湖陵病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画（平成19年度～平成22年度）」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県湖陵病院中期計画アクションプラン（平成19年度～平成22年度）」が平成19年6月に策定され、医療の質の向上、収益の確保についての目標が掲げられている。

院長をはじめ職員は、目標の達成に向け努力されたい。

2) 「島根県立こころの医療センター」への円滑な移行について

病院では県内で初めてPFI事業で整備する「島根県立こころの医療センター」については、平成20年2月1日に開院する予定である。

平成19年11月から計画されている移行準備トレーニングにおいては、移行後の様々な問題点に対処するためのトレーニングを十分行うことにより、新病院における業務が円滑に機能するよう万全を期されたい。

また、新病院への移転にあたっては、特に入院患者の搬送における安全確保と人権やプライバシーの保護を最優先にして、関係事業者と十分検討・協議を行い実施されたい。

(3) 病院全事業

1) 病院事業中期計画の推進について

県においては、医療制度改革の急速な進展や県財政の厳しい状況を踏まえるとともに、平成19年4月からの公営企業法の全部適用による自立した運営体制の確立を目指して、平成19年3月に「島根県病院事業中期計画」（平成19年度～22年度）が策定された。

「中期計画」は、「医療機能の充実」、「自立的経営の推進」及び「職員の育成・確保」の3点を重点項目として取り組むことにより、「実質的な損益の黒字化」及び「内部留保資金の確保」の2点の経営目標を期間中に達成することが掲げられている。

これを受けて両病院では、この計画を具体的に推進していくためにそれぞれ「中期計画アクションプラン」を策定し、当面する諸課題に目標水準を設定して取り組みを始めたところである。

病院運営を取り巻く環境が厳しい中、病院事業管理者を中心に全職員が経営に参画するという意識を共有し、計画の着実な推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

2) 医療従事者の確保について

県立病院は三次医療を担う基幹的病院等として重要な責務を負っているが、全国的に医師をはじめとする医療従事者の不足が大きな問題となっている中で、県立病院においてもその確保が危ぶまれる状況となっている。

平成19年7月1日現在で、中央病院では正規職員の医師が10名、嘱託職員の医師が20名不足しており、湖陵病院では正規職員の医師が1名不足しているため、医師の勤務が過重なものとなっている。このため特に、中央病院に

においては特定の診療科のみではなく診療科全般での診療に影響が懸念される状況にあり、さらに代診医制度などに支障が生ずるおそれもある。

平成19年5月、国も「緊急医師確保対策」を打ち出したところであり、こうした動向も注視しながら幅広く方策を検討して、医師の確保に努められたい。

また、病院の看護師や薬剤師等が全国的に不足する状況にあっては、必要な人数の確保に困難が予想される。

働きやすい環境を確保するためハード・ソフト両面にわたり幅広く検討して魅力ある職場づくりに取り組むとともに、関係機関等と協議を行い募集方法や採用方法の改善を図られたい。

3) 未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが前年度末に比較し2千4百万円余増加して、両病院で1億2千2百万円余となっている。両病院ともに未収金対応要綱を作成し、家庭訪問を実施するなどして鋭意取り組んでいるところであるが、今後も増加が懸念される状況にある。

医療機関の抱える未収金は、全国的にも深刻な問題となっており、厚生労働省においても平成19年6月に新たに検討会を設置して、未収金の解決方策について検討が開始されたところである。

こうした検討の推移を見守るとともに、未収金の発生防止、発生後の督促、長期化した債権の回収という各段階において適切に対応することによって、未収金の発生の抑制及び回収の促進に努められたい。

また、長期化している債権についてはその管理を厳格に行い、悪質な滞納者については支払督促等の法的手段に訴えるなど強い姿勢で臨むとともに、明らかに回収が不可能な債権の処理については、特別損失として計上するなどの方策を検討されたい。

2 電気事業の運営について（企業局）

1）隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33%に対し22.4%にとどまっている。営業収支も2,922万円余の損失となっており、前年度に比べ272万円余改善したものの営業開始以来依然として営業損失を出している。この要因は、落雷等による度重なる故障によって運転を相当の期間停止したことにある。落雷防止については平成18年12月に避雷塔が設置されたが、その後も落雷による被害が発生しており、その設置効果に疑問が残る。

落雷などによる故障の防止には学術的・技術的知見を得て有効な対策をとるとともに、風況の急激な変化等による故障についてもメンテナンスや修理体制の見直し等を行うことにより、運転稼働時間を確保し経営の健全化に努められたい。

2）江津高野山風力発電所建設事業の監理について

江津高野山風力発電所については、発電設備9基、認可最大出力2万700kWで平成20年11月の運転開始を目指し、平成19年3月建設工事に着手した。

全体の事業費は発注時点で63億5千万円余となり、地質調査の結果に伴う基礎工事費の増やユーロ高、鋼材の高騰などにより計画発表時より9億2千万円余の増となった。

収支計画においては、営業期間17年間で7億円余の累積利益が見込まれているが、事業費のさらなる増加は事業の経営に大きな負担となるので、事業費がこれ以上増大しないよう適切な事業監理を行われたい。

3 工業用水道事業の運営について（企業局）

1）飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成5年度の71.0%をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は1企業にとどまっております。売水率も平成19年4月の契約更改後で14.4%(日量2,160^m³)と低迷している。

引き続き江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万^m³の用水取水権を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に5万^m³、江の川水道事業に2万7千^m³の用水を利用しているが、残りの15万3千^m³については、昭和51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

については、地方公営企業としての当事業のあり方について、県と一体となって検討されたい。

4 水道事業の運営について(企業局)

1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き関係市と協議を進め需要拡大に取り組まれたい。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の供用開始に向け建設工事が順調に進められてきており、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として期待さ

れている。

今後とも事業費の抑制に努めるとともに、料金設定のあり方や県東部地域における総合的な事業経営や運営管理の効率化について検討を進められたい。

3) 水供給に係る危機管理対策について

平成19年7月の中越沖地震の例に見るように、また平成16年に成立した国民保護法や島根県国民保護計画においても、水の安定的な供給は危機管理上も重要であり、水道は最も大切なライフラインの1つである。

については、地震等の自然災害や事故、人為的危険に対する施設面、管理運営面における諸対策や取水から供給までの各段階における水質管理対策について点検し、一層の危機管理の充実に努められたい。

5 宅地造成事業の運営について（企業局）

1) 各工業団地の分譲促進について

各種の優遇制度や立地条件緩和措置等を十分にPRするとともに、知事部局、地元自治体等と連携しながら、企業局独自の取り組みも進め、工業団地の分譲促進に努められたい。

6 企業局全事業について

1) 経営計画の推進について

経営計画の推進については、外部からの評価も踏まえつつ、PDCAマネジメントサイクルを着実に実行するなど進行管理を適切に行うとともに、全職員が高い経営意識を持って計画の推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

2) 設備の計画的な改良・更新について

水道設備や発電設備の中には、供用開始後約40年あるいは50年以上が経過し、老朽化したもの、機能が低下したもの、さらには耐震化が求められるものがあり、今後設備の改良・更新に多額の投資が必要となってくる。

これらの整備に当たっては、コストの縮減、資金確保、経営の効率化等に留意し、料金設定のあり方を含め関係先と十分調整を図りながら、中長期的な計画を策定の上、適切な改良・更新に努められたい。

昨年度の意見に対する措置状況の評価

一般会計及び特別会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) 県退職者等の有効活用について (人事課、義務教育課)
- (2) 入札参加資格等への政策課題要件の反映について
(農林水産総務課、土木総務課、教育施設課、警察本部)
- (3) 会食を伴う懇談会の適正な執行について (各部主管課、人事課)
- (4) 長期継続契約の適切な取扱いについて (出納局)
- (5) 福祉事務所のあり方について (人事課、健康福祉総務課)
- (6) 旅費の取扱等について (人事課)

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 公有財産の適正な管理について
 - ・ 公有財産の適正な管理について (各部主管課、管財課)
 - ・ 教育財産に係る公有財産台帳の適正な管理について (教育施設課)
- (2) 島根県総合美術展(県展)の適切な運営について (文化国際課)
- (3) 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について (人事課、出納局)
- (4) 産業廃棄物の適正処理について (廃棄物対策課、出納局)
- (5) 高校生献血サマースクール事業について (薬事衛生課)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

- (1) 部活指導に対するボランティア制度の導入について (保健体育課)

企業会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) 「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について (中央病院)
- (2) 職員宿舍の整備について (中央病院)
- (3) 「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について (湖陵病院)
- (4) 新たな職員配置計画・資金収支計画の早期策定について (湖陵病院)
- (5) 「病院事業中期計画」(仮称)の策定について (病院全事業)
- (6) 財務規則の改正について (病院全事業)
- (7) 水力発電所の計画的な改良等について (電気事業)
- (8) 企業局経営計画の進行管理について (企業局全事業)
- (9) 総費用の抑制について (企業局全事業)
- (10) 会費及び会費的負担金の見直しについて (企業局全事業)

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 職員宿舍跡地の活用について (中央病院)
- (2) 退院者の再入院防止と生活支援について (湖陵病院)
- (3) P F I 事業者に対する指導について (湖陵病院)
- (4) 中央病院との薬品・医療材料等の共同購入について (湖陵病院)
- (5) 医療費の個人負担分の未収金対策について (病院全事業)
- (6) 会費及び会費的負担金の見直しについて (病院全事業)
- (7) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について (電気事業)
- (8) 神戸川工業用水道建設事業の設備投資について (工業用水道事業)
- (9) 飯梨川水道事業の施設改良と適正な供給単価の維持について (水道事業)

- (10) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について (水道事業)
- (11) 斐伊川水道建設事業の円滑な推進について (水道事業)
- (12) 江島工業団地の分譲促進について (宅地造成事業)
- (13) 低利かつ安定した資金調達等について (企業局全事業)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

- (1) 隠岐大峯山風力発電所の運転稼働日数の確保について (電気事業)
- (2) 飯梨川工業用水道事業における需要拡大について (工業用水道事業)
- (3) 江の川工業用水道事業の用水型企業の誘致等について (工業用水道事業)
- (4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用策について (工業用水道事業)
- (5) 江津地域拠点工業団地の売却促進について (宅地造成事業)